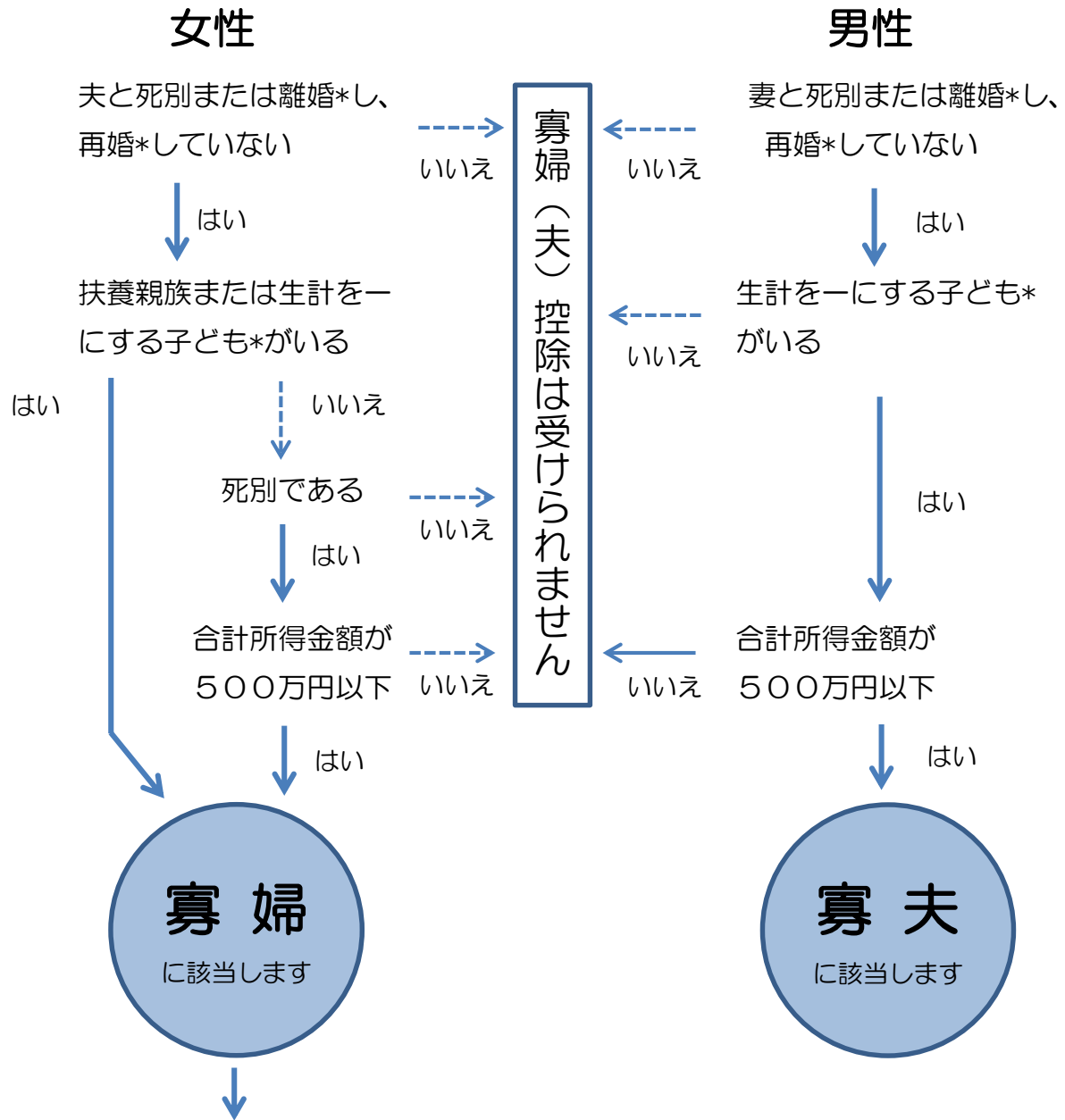


寡婦・寡夫の判定チャート



このうち下記①②の両方を満たす場合は

特別寡婦に該当します

- ① 扶養親族である子どもがいる
- ② 合計所得金額が500万円以下

※合計所得が38万円以下で、他の人の扶養控除になっていない子どもに限ります。

※寡婦(夫)控除における、『死別・離婚』とは民法の規定による法律婚を経た上で、死別・離婚をされた場合で、一度も結婚したことがない非婚の場合は、税法上、寡婦(夫)控除は受けられません。

※判定日は、課税年度の前年の末日(平成27年度課税の場合は、平成26年12月31日)となります。判定日以後に死別・離婚された方や、『死別・離婚』の状況にあるが判定日までに再び婚姻された方も、寡婦(夫)控除を受けることはできません